

第12回農業委員会定例会

午後 4時00分

1 日 時 令和7年12月25日(木)

午後 4時30分

2 場 所 竹原市役所3階 大会議室

3 出席農業委員 1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員、
6 土居委員、7 石本委員

欠席推進委員 大木推進委員

推進委員 大藤推進委員、建山推進委員、原一馬推進委員、増田推進委員、
田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、
原潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、
佐伯推進委員

4 説明員 松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事

5 審議案件

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 非農地承認申請について

議案第51号 農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第21号 農地法第4条の規定による届出について

議長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、大木推進委員です。</p> <p>それでは、日程第1、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町○○の1筆、地目は畠、面積は211m²です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。</p> <p>當農計画は、芋類・玉ねぎを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから南西へ約240m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、下野町○○の1筆、地目は畠、面積は178m²です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。</p> <p>當農計画は、一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから北東へ約210m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計505 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 當農計画は、稲を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原一馬推進委員から補足説明をお願いします。
原一馬 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから東へ約1km付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は計729 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 當農計画は、一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR 大乗駅から北東へ約290m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、東野町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計2,984 m²です。</p> <p>資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>申請地は転用不可である農振農用地区域でしたが、2月に農振農用地より除外しております。</p> <p>11月28日付総会で審議の際、農地内にある水路を埋め立てるのかが不明のため許可保留となりました。後日、現地で石本委員立ち合いのもと、転用事業者に詳しい事業内容を確認し、水路は埋め立てずに転用することと、既設の水路を再整備することを確認しました。そのため転用許可につきまして再度審議をお願いします。説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	<p>申請地は、東洋コルクから北へ約300m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。また、水路についても埋め立てないことを確認しました。説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして2番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は畠、面積は計38m²です。</p> <p>〇〇の排水路として利用するものです。</p> <p>既に排水路として使用しているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから北西へ約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、田万里町〇〇の1筆、地目は田、面積は548m²です。</p> <p>ドッグランの用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>既にドッグランの用途で利用しているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約しております。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った原一馬推進委員から補足説明をお願いします。
原一馬 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから東へ約360m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第50号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇、吉名町〇〇の計4筆、地目はいずれも畠、面積は計3,470.16 m ² です。 〇〇の3筆について、所有者の叔父が農地上の一部に家屋を建てて生活していましたが、平成12年頃に体調を崩して以降は管理するものがおらず山林状態となっています。〇〇の1筆についても同じく管理者不在のため山林状態となっています。説明は以上です。
議長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約1.6km付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも畠、面積は計166 m ² です。 昭和中頃に施工された建物及び道路が存在しており、現在は〇〇駐車場の法面として利用されております。説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。

土居敏一 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 1.6 km付近にあります。 現地確認時、駐車場の法面として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の10ページをご覧ください。 3番の申請地は、田ノ浦○○の1筆、地目は畠、面積は計 170 m ² です。 申請地について、昭和47年頃に隣接地に住居を建てた後は、住居の庭として利用しております。以降は農地として利用していません。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 農業委員	申請地は、竹原小学校から北東へ約 330m 付近にあります。 現地確認時、住居の庭として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第51号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 4 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積等促進計画の決定について」となっております。</p> <p>今回、利用権設定の申出があった案件の面積は計 7, 498 m²、</p> <p>対象人員は、貸し手が 3 人、借り手が 1 団体です。</p> <p>本議案が可決の場合、令和 7 年 12 月 25 日付けで、決定いたします。</p> <p>詳細につきましては、参考資料 11 ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 5、報告第 20 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 5 ページ、参考資料の 12~18 ページをご覧ください。</p> <p>令和 7 年 1 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 12 件、筆数は田 25 筆、畑 60 筆の計 85 筆、面積は計 28, 202 m² の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の 12~18 ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	次に日程第 6、報告第 21 号「農地法第 4 条の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 6 ページ、参考資料の 19 ページをご覧ください。</p> <p>令和 7 年 1 2 月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。</p> <p>件数は 2 件、施設の種類はいずれも農業用倉庫 1 棟、施設の面積は計 90.52 m² です。</p> <p>本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が 2 a (200 m²) 未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の 19 ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願ひします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 1 2 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 2 月 25 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折